

## 「市区町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」（仮） 運営指針（素案）

### 1. 趣旨・目的

- 今般の児童福祉法等改正においては、都道府県（児童相談所）が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態があり、市区町村が、身近な場所で、子どもや保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要であることから、市区町村を中心とした在宅支援の強化を図ることが盛り込まれている。
- 市区町村は、基礎的な地方公共団体として、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、要支援児童及び要保護児童とその家庭等を対象に、通所・在宅支援のケースを中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク等の支援を行う機能を有する拠点（以下「支援拠点」という。）を設置することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- 本運営指針は、支援拠点が、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、責任を持って必要な支援を行うことを明確化するとともに、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会との関係整理や児童相談所との連携、協働のあり方など、適切な運営が行われるようにするための基本的考え方を示すものである。

### 2. 実施主体

- 支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。  
ただし、市区町村が認めた社会福祉法人等に運営の一部を委託することができる。その際、市区町村は、支援内容の役割分担や個人情報の取扱いなどについて、支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に運営、支援を行うことができるよう援助する必要がある。  
また、小規模や児童人口が少ない市区町村において、複数の自治体が共同で設置することもできる。

#### 【御議論いただきたいこと】

- 社会福祉法人等に委託する場合、委託先の要件をどこまで具体的に記載するか、支援内容のどの範囲までを可能とするか

### 3. 支援対象

- 支援拠点の支援対象は、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）とする。

《参考》要支援児童、要保護児童及び特定妊婦の法律上の定義

【児童福祉法第6条の3第5項及び第8項】

- ・ 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・ 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・ 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

#### 4. 支援内容

##### (1) 実情の把握

- 要支援児童及び要保護児童等に関し、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、養育者の心身の状態、**子ども**の特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉えながら、必要な実情の把握を行う。

##### (2) 情報の提供及び収集

- 要支援児童及び要保護児童等に関し、当該**子ども**等の状況に応じて、把握した内容について要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を構成する関係機関等に必要な情報の提供を行うとともに、関係機関等から必要な情報の収集を行う。

##### (3) 相談、調査、支援計画、支援及び指導等

###### ① 相談対応

要支援児童及び要保護児童等や関係機関等から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談に応じる。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条に基づく要保護児童を発見した者からの通告及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条第1項に基づく児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を受け、その場合には、必要に応じ関係機関の協力を得つつ、当該子どもとの面会その他の当該子どもの安全の確認を行うための措置等を講ずる。

さらに、児童福祉法第21条の10の5第1項に基づく要支援児童及び要保護児童等と思われる者を把握した関係機関等からの情報の提供を受け、その場合には、関係機関と連携して、必要な支援等を行う。

###### ② 調査

要支援児童及び要保護児童等に関し、関係機関等に協力を求め、家庭の生活状況や虐待の事実把握等の必要な調査を行う。

###### ③ アセスメント

要支援児童及び要保護児童等に関し、養育環境全般についての必要な実情の把握

や関係機関等から必要な情報の収集、調査を行った上で、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報を共有するとともに、主訴や症状も含めた現在の状況の背景にある本質的な問題を理解し、ニーズを的確に把握して、支援対象となる様々な課題を緊急性や困難度を踏まえて分析し、総合的な判断を行う。

④ 支援計画の作成等

要支援児童及び要保護児童等に関し、関係機関等と連携してアセスメントで明確化されたニーズに対しての支援目標を設定し、支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。

また、⑤の支援及び指導等を行いながら、必要に応じて、定期的にその支援計画の見直しを行う。

⑤ 支援及び指導等

支援計画に基づき、子どもや保護者等に電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援が必要な場合には、関係機関と役割分担を行い、通所、訪問等の方法による継続的なソーシャルワークやカウンセリング等を行う。

また、必要に応じて、関係機関と協議、調整した上で、要支援児童及び要保護児童等への在宅支援サービス（養育支援訪問事業、ショートステイ事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業等）の提供や身近で利用しやすい社会資源（NPO等の民間資源を含む。）を活用して効果的な在宅支援を行う。

さらに、個々の家庭の状況に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、関係機関と連携し、個別ケース検討会議を開催するなど、その支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な援助を行う。

また、相談対応から支援及び指導等に至る一連の援助過程が理解でき、継続的に支援できるよう、要支援児童及び要保護児童等に関する記録を作成し、管理・保管する。

⑥ 都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導

児童福祉法第26条第1項第2号及び同法第27条第1項第2号に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導（以下「市町村指導」という。）は、子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、児童相談所の責任の下で行うものであり、都道府県（児童相談所）から委託を受けた市町村では、以下の事項に留意して市町村指導を実施する。

○ 市町村は、都道府県（児童相談所）から委託を受けて、指導について参考となる事項を詳細に把握するとともに、必要に応じて専門的な知見からの助言を受けするなど、市町村において適切な指導が実施できるよう努める。

○ 市町村が当該措置の解除又は変更を適切と認めた場合には、速やかに都道府県（児童相談所長）にその旨意見を述べる。

○ 市町村は、都道府県（児童相談所）に対して、指導の経過報告を行うとともに、

必要な指示、援助等を受ける等、都道府県（児童相談所）と連携を十分に図る。

(4) 関係機関との連絡調整

- 協議会の対象ケースに関しては、要支援児童及び要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議等を行う協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。

(5) その他の必要な支援

- 一時保護又は措置解除後の子ども等が安定した生活を継続していくためのアフターケアを行う。

《参考1》児童福祉法第10条の2

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

《参考2-1》児童福祉法第26条第1項第2号

児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三～七 （略）

《参考2-2》児童福祉法第27条第1項第2号

都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府

県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三・四 (略)

【御議論いただきたいこと】

- 「(5) その他の必要な支援」は、支援拠点でどこまで対応するか(例えば、非行相談、養育里親支援など)

## 5. 類 型

- 支援拠点は、児童人口規模に応じて、
  - ・ 小規模型【小規模市・町村部：児童人口概ね2.7万人未満（人口約17万人未満）程度】
  - ・ 標準型【中規模市部：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）程度】
  - ・ 大規模型【大規模市部：児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）程度】の3類型に区分する。  
また、小規模市・町村部においては、地域の実情に応じて、2次医療圏を単位として広域で設置するなどの方法も考えられる。
- 類型ごとに、6の主な職員の配置人数等を定めることとし、例えば、
  - ・ 小規模型：子ども家庭支援員を2名（1名は非常勤でも可）、虐待対応専門員を1名（非常勤でも可）の計3名以上
  - ・ 標準型：子ども家庭支援員を3名（1名は非常勤でも可）、心理担当支援員を1名（非常勤でも可）、虐待対応専門員を1名（非常勤の場合は2名）の計5名（又は6名）以上
  - ・ 大規模型：子ども家庭支援員を5名（1名は非常勤でも可）、心理担当支援員を2名（非常勤でも可）、虐待対応専門員を4名（非常勤の場合は6名）の計11名（又は13名）以上を配置するなどが望ましい。
- また、地域の実情に応じた多様な運営方法等を工夫することができる。
  - (1) 要保護児童対策地域協議会との関係  
支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、児童福祉法第25条の2第5項に基づく、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが望ましい。
  - (2) 子育て世代包括支援センターとの関係

支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、子育て世代包括支援センターの機能を有機的に包含することができる。

また、支援拠点と子育て世代包括支援センターをそれぞれ別の主担当機関が機能を担う場合には、適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるような体制を整備することが必要である。

【御議論いただきたいこと】

- 類型に応じたモデル（配置例等）を示す必要があると考えるが、どのように整理するか
- 他の社会資源（児童家庭支援センター等）や役所内の関係部局との関係性の整理をどこまで具体的に記載するか

6. 主な職員 ※名称は仮名

- 支援拠点には、原則として、(1) 子ども家庭支援員、(2) 心理担当支援員、(3) 虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、(4) 安全確認対応職員、(5) 事務処理対応職員を置くことができる。
- 職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

(1) 子ども家庭支援員

- ① 主な職務
  - ア 相談対応
  - イ サービスの提供
  - ウ サービスの調整
  - エ 他関係機関等との連携

② 資格等

児童福祉司の任用資格を有する者、保健師、保育士等

(2) 心理担当支援員

① 主な職務

- ア 子どもや保護者等の心理的側面からのケア
- イ 地域子育て支援拠点等の関係機関が行う支援方法のスーパーバイズ等

② 資格等

臨床心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等

(3) 虐待対応専門員

① 主な職務

- ア 虐待相談
- イ 虐待が認められる家庭等への支援
- ウ 児童相談所、保健所、保健センターなど他関係機関との連携及び調整

## ② 資格等

児童福祉司の任用資格を有する者

### 【御議論いただきたいこと】

- 主な職務の内容をどこまで具体的に記載するか
- 資格等の要件をどこまで限定するか

## 7. 施設・設備

- 支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。

### 【御議論いただきたいこと】

- 既存の建物等を活用して支援拠点を設置する市区町村が多いと思われるが、必要な施設等について、どのように整理するか

## 8. 関係機関との連携

### (1) 児童相談所との連携、協働

- 拠点施設と児童相談所は、個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、必要に応じて協働して支援を行うこととし、定例的に情報交換や連絡調整の機会を設けるなど、日頃から良好なコミュニケーションを図る必要がある。
- また、ケースが関係機関の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防ぐため、必ず主担当機関を定め、緊密な連携のもとに相談援助活動を行う。その際、ケース対応に関する共通理解や問題認識の共有、円滑な情報共有を図り、役割分担を行う指標（目安）となる共通のアセスメントツールを活用して、遅延なく初期対応に当たる必要があり、その後のケース対応においても、児童相談所と認識を共有しながら、相互の意見が違ったときに、ケースの客観的な見立ての見直しを行う際などにも活用できる。
- さらに、一時保護又は措置解除後の子ども等が新しい生活環境の下で安定した生活を継続していくための支援が必要となるため、拠点施設は、児童相談所と十分に連携を図り、必要に応じて、協議会を活用しながら定期的な訪問を行うなど、要支援児童及び要保護児童等を支えていくことが求められる。

### (2) 他関係機関との連携

- 支援業務を円滑かつ効率的に実施するために、保健所、保健センター、民生・児童委員（主任児童委員）、教育委員会、学校、医療機関、児童福祉施設・里親、地域子ども・子育て支援事業実施機関、警察その他地域の関係機関との連携の確保に努める。

【御議論いただきたいこと】

- 他関係機関との連携の整理をどこまで具体的に、個別に記載するか

9. その他

- 新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することもできる。